

第 373 回 対馬海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 令和 3 年 8 月 4 日 14 時 00 分～14 時 35 分
2. 開催場所 対馬振興局本館 第 1 会議室
3. 通知年月日 令和 3 年 7 月 28 日
4. 告示年月日 令和 3 年 7 月 28 日
5. 出席者
(委 員) 植木 忠勝、水主川 澄男、豊田 功己、二宮 昌彦、船津 博也、
部原 政夫、阿比留 和秀、神田 満男、川本 治源、吉田 栄
(事務局) 森川事務局長、永井事務局次長、大崎係長
(県) 対馬振興局農林水産部水産課 西本主事
6. 欠席者 なし
7. 傍聴者 なし
8. 議題 第 1 号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について (諮問)
9. その他
10. 議事

(14 時 00 分 開始)

事務局 ただ今より、第 373 回対馬海区漁業調整委員会を、開催いたします。始めに、部原会長よりご挨拶をお願いします。

会 長 (会長挨拶)

それでは、本日の委員の出欠について事務局より報告願います。

事務局 本日は、定員 10 名中、10 名の委員が出席となっております。出席者が過半数を超えておりますので、漁業法第 145 条の規定によりこの委員会が成立しておりますことを、ご報告いたします。

また本日は、第 1 号議案において説明をするため、対馬振興局水産課から担当者が出席しておりますので、紹介させていただきます。

対馬振興局水産課 西本主事 でございます。

会 長 それでは、これより議事に入ります。

本日の議事録署名人は、慣例に従いまして、私から指名いたします。本日の議事録署名人は、「船津委員」と「水主川委員」をお願いします。

今回の議題は、お手元の資料のとおり、第 1 号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について (諮問)、その他 (1) 日本海・九州西広域漁業調整委員会委員互選会について、(2) 令和 2 年対馬海区漁業調整委員会指示第 3 号のまき餌釣遊漁案内行為の承認に関する事務処理結果についてとなっております。

それでは、第1号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

知事から諮問文がきておりますので、朗読させていただきます。その後資料に基づき説明いたします。

（諮問文朗読）

水産課

なお、内容については対馬振興局水産課の担当が説明します。

（概要説明）

会長

ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

（質疑応答）

水主川委員

新規ということですが新たに数を増やすということでしょうか。

許可の数は従来どおり

従来どおりのはずよね、新規というのはその枠の中から枠にあまりがあるよということか、どういう解釈をしたらいいのか

今回制限措置の改正に伴うもの、制限措置を改正すると漁業許可も新しいものと解釈されますので、今許可を持っている方についても、新規許可の手続きをしていただく必要があります。

許可を持っているものも新規の手続きをするということ？

制限措置が改正されますと今許可を持っている方も新規許可の手続きが必要となる。

よろしいですか

はい

会長

ほかにご意見等ございませんか

植木

うちのまだ組合員ではないのですが、今後組合員になる可能性のある人が1隻、許可を申請したいという要望が来ている。まだ組合員じゃないからどうのこうの言えんとですけど、9月1日で締め切りですか

水産課

今回の申請については8月の第1週から9月の第1週までの一ヶ月

植木

それすぎたら今年はまだだめということですかね

水産課

今年はというわけではない

植木

そうですか、いやちょっとその組合員資格審査を受けんとその人が組合員にならんと許可の申請も出来んような格好なもんで

会社なんですけど水産会社で今後許可を取りたいという方でどう居たらいいかなとおもって

漁協のほうも迷ったところがあって、いやうちの組合員になって果たして許可をやってもいいもんかな どうも言いづらいこともあるので、私たちが不安があってですね、県のほうにも迷惑かけたらいかんと思って考えてはおるとですけど。まあ一応水揚げがあればうちの漁協も手数料が入るけんその分いいかなと思ってるんですけど微妙なあれがあるので悩んでいるまた、組合員になってから申し込みは出来るとです

そうですね、また連絡を受け次第漁業調整委員会を開いて公示をすることになりますね

分かりました

事務局

補足ですが今回許可の公示をいたしまして申請を受付いたします、その結果まだ枠にあまりがある場合については、今回の申請期間以降に新規に欲しいという希望があった場合は今回と同じような形でその枠分について調整委員会を開きまして公示の諮問をさせていただき、その後申請を受付という流れになりますので、欲しいとってすぐ手続きができるのではないというところをご確認させていただきたいと思います。

分かりました。

阿比留委員

あの毎年更新で理事会かけて更新してたんですけど、今後は5年に一回の理事会で取り組んでいいんですか

継続許可について、許可の有効期間が5年間になりますので5年ごとに継続許可の申請をしていただくことになります。

神田委員

ちょっと確認なんですけどこれ見たら最初のほうには共同漁業権内のはえなわ式かご漁業ですよね俗に言う40ヶ統が許可取ってますよね西の10マイル12マイルいっぱいのところまで行っている。あれとは別になるわけですかね、まったく一緒に考えていいのですか。おそらく皆さんが言っているのはその西のねそのあっちまで行ってあるその許可だろうと思う

これ見たら共同漁業県内の

阿比留委員

これは内です
はえなわですね。別もんですかこれは
一緒でしょうしかし

制限措置の中でも種類がありまして共同漁業権外のみ、と共同漁業県内のみ、と共同漁業県内外どちらもいけるのがあります。

今回の公示については今許可を持っている方全体が新規許可としていただく必要がありますので、その3種類いずれも公示するという内容になっております。

神田委員

分かりました

阿比留委員

要するに一緒ってことでしょ。中やろうが外やろうが一回出せば5年ってことやろ

水産課

そうです

会長

あれやろ、今の許可で5年されるとのことやろ

そうです

それともう一点結局あの自分の共同漁業権外でも、ほかの漁業権外にいきよったいな、12海里のうち、そういうのもいいということやろそれをはっきりみんなに言っとくがいいよ。共同漁業権外やったら対馬島内やったらいいということやろ、今の許可で。そういう解釈でいいとやろ。

水主川

漁業権内と内外の両方と外だけの許可とその3つあるその5年という年数はどれも一緒よね

それとちょっと余分やけど新規で申し込む場合ね、隻数の加減が合っ
て・・・

植木

それは聞いとるです。

水主川

それは良かった

許可持っとる船を持ってきたほうが早い。組合員になってね。

植木

その人は豊玉の人がやっておった籠のアナゴを買いよったですよ、それで持ち主がしなくなってから、操業できんごとなつたもんやけん今度は会社でと・・・

水主川

そしたらそれを分けてもらおうとそしたら許可が一緒についてくるけんね

植木

いや、許可はもう返納し取るとですよ

水主川

あら、そうね

阿比留

ただ新規という扱いになるけんが漁協がどうするかですタイね理事会の承認がいるけんね組合にはいっとるかはいっとらんかもありますでしょうし

植木 まだはいっとらんけん正式には

会長 そりゃ組合にはいっとらんと出来んもんね
そりゃもうはっきりしとっちゃろ組合員やないと出来んやろ

植木 そうです組合員でないと許可は出されんです

会長 そこらへんははっきりね、と思うばってんそこらへんをはっきりしとかな
ないけんよ

植木 もううとうてあるですもん文章に

水主川 一番いいとは許可のついとる船をそのまま持ってくるのが一番いいち
ゃんね

会長 組合員外は出来ないということをハッキリ言うとかんね議事録に

事務局 あのですね、まあ先ほど水主川委員さんのほうからお話あったとおり今
回3種類、共同漁業権内と共同漁業権内外、共同漁業権外という形で公示
のほうさせていただ区ところではございますが、共同漁業権内が含まれて
いるもの共同漁業権内のみ共同漁業権内と外については組合の同意が必要
になりますので、員外の方が同意を取るは無理な話ではないかと思うの
ですが実質組合員でないと申請は難しいと思いますが、共同漁業権外のみ
こちらにつきましては、組合の同意が必要ございませんので、員外者であ
っても枠が開いていれば申請は可能でございます。

阿比留委員 しかしですね、今までは高浜漁協が申請をする場合は西海の同意がある
んですよね基本的に

隣の組合の同意がいるということですか

そこで同意されんかったらだめっていうことでしょ基本的には
同意がいるはずですよ、うちは高浜さんと美津島さんから同意をもらっ
てますんでいままでは。共同漁業権外でも。毎年切り替えやったけん今ま
では。ですよね西本さん。これまでは毎年一年一回切り替えをしようたんで
すよ

各共同漁業権のあるところは理事会に諮って県に申請しようたんですよ
そこちゃんとしてもらわんと

高浜さんは承認したうちは承認しませんなったら高浜さんに迷惑がかかる場合があるけんが

神田委員

阿比留委員さんが言うのは分かった

ただ言うように以前はこの申請の中に理事会の議事録、組合長意見書とかいったけどこの変わって許可が3年から5年になって、あなごかごは1年、毎年更新やった確かにうちも理事会に一回一回かけて申請やったけどそれがいらんということでしょ、理事会の議事録もいらんしこの5年間の

阿比留

いや理事会のはいるでしょ5年間というあれで申し込みしたら5年間有効やけん申請出す場合は令和3年から8年までのやつを理事会に諮って5年間の有効でしますと

神田

それで一番スムーズに行くとおもうっちゃばってん法的には理事会議事録はまったく書いてないけたぶんいらんですよ。許可申請には理事会議事録はいらん

同意書については、許可の申請書類にしていますが、議事録については書類の提出用件にはなっていない

阿比留

今までは許可であれば理事会にかけて議事録つけて申請していた。その漁業種類により1年や3年年があり基本的3年それが法の改正で5年になったのは分かります。ただそのときに理事会の議事録も何も

ただ地区内でスムーズに行こうと思えば、議事録は作らんでも理事会の報告は必要かなとおもうっちゃばってんが、一切必須条件ではないというのはこれをみてね、そういうことでいいとでしょ。

事務局

今神田委員がおっしゃいましたとおり必須の条件ではないという形になっております。

阿比留

必須やないってことそしたら

事務局

共同漁業権内については同意は必要でございます。

阿比留

共同漁業権外である場合は近隣の同意書もいらんということたいねそしたら、漁協の同意書というのは

事務局

申請書類上提出していただく必要はないということでございます

阿比留

いや去年までうち付けよったけんがいままで

	それもなんもいらんちゅうことやね
事務局	この申請については特に必要はないということです
阿比留	漁協長の意見書だけでいいということ それも書いてないたい書いてないな そしたらなんもいらんちゅうことたいね
水産課	はい意見書もいまはいらん
会長	あのねこの1年から3年とかあるのは共販率やなんかのこととか考えてねお願いししよったとよね違反をしたり組合を通さずにやるわけたいこういう事業家はねそやから事業家は大体組合に協力するような形でさせるような許可の方針をしてもらいたかった。もうあんまりちょっと大雑把なやり方になったなあとってちょっと反省をしよっちゃがそこら変についてはどうかね。 どこの漁協もそうあると思うよ やっぱ共販をせん横着がおるとよね うちは6隻やがねそういうのをやっぱりね手数料を払うようにせねば組合も困るわけそれで大体3年とか1年にしよったわけ5年も許可になったら変などに同意もいらんのやからということになりやしないかとそういうのをねやっぱり調整をしてもらいたい
植木 会長 二宮	組合の同意書の中に規定を決めてこういうことはでけんとか 組合の同意は必要なんですよ 地区外販売手数料の件だけは組合でしか決められん許可内容については県は関われん
会長	そうしてもらわんと組合が困るわけやね
二宮	そいやけ自己申告になるけえそこらへんは不透明になるけえ分からんよ うになる
会長	またこれはね件の会議があるときに言うって点け添えてもらったほうがいいと思うよそうせんとねほとんどがね組合を退けた退けたという話が多い分けたいねそういけんそういうことながいようにこれは共販率を高めるためにそうやとよ
水主川	

でも5年というのはもう変わらんとよ、漁業法の改正でそういう風に決まったとやけんね

きまっとるばってんよりそういうことまできをつけてもらいたいわけ

豊田 組合を通さないといかんようになるとよ結果的には共同漁業権ぎりぎりのとこをやったり外をやったりするから両方もっとかないかん

二宮 後漁協が努力してさかなを卸よっとこの業者にたいして約束事をしてもらうとか系統送金の

会長 いろいろ手はあるばってんがそういうようにしとったほうが組合長は楽やとよ

水主川 うちの漁協なんかもそういうのが多いっちゃそいそいけんおおいにあるっちゃもんね

会長 ほかにないですか気づいた点は出来れば気づいた点は言うてもろうてねまた県の会議でそういう不足をつけてもらう必要があると思うとよ

会 長 他にご意見等ございませんか。意見も相当出たようでございますので。ご意見等ないようですので、第1号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）」は、諮問原案のとおり公示して差し支えない旨、答申することによろしいですか。

委 員 （異議なし）

会 長 ご異議ないようですので、第1号議案については、諮問原案どおり公示して差し支えない旨、答申することに決定します。

会 長 以上で本日の議題は終了しました。
続きまして、「その他」といたします。
その他（1）「日本海九州西広域漁業調整委員会委員互選会について」、事務局の説明を求めます。

事務局 （概要説明）

会 長 事務局から説明がありました。何かご意見、ご質問はございませんか。

(質疑応答)

会 長 他にご意見等ございませんか。

(ご意見等ない場合)

会 長 ご意見等ないようですので、その他(2)「令和2年対馬海区漁業調整委員会指示第3号のまき餌釣遊漁案内行為の承認に関する事務処理結果について」、事務局の説明を求めます。

事務局 (概要説明)

会 長 事務局から説明がありました。何かご意見、ご質問はございませんか。

(質疑応答)

会 長 他にご意見等ございませんか。

(ご意見等ない場合)

会 長 委員の皆様、県から何かございませんか。

(質疑応答)

会 長 それでは、以上をもちまして、第373回対馬海区漁業調整委員会を閉会いたします。

ご審議ありがとうございました。

(14時35分 終了)